

令和6年度 八戸市立市民病院 医療従事者の負担軽減対策

1 患者数の適正化

地域医療支援病院として、他の医療機関との機能分担による医療連携の推進により外来患者数の適正化に努めている。平成27年度以降は、外科、整形外科等の外来患者数の減などにより減少したものの、令和3年度以降は、コロナウイルス感染症による感染症重点医療機関として多くの新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者を受け入れ、更に令和4年度には外来化学療法の患者の増加があり、外来患者数は増加傾向にあった。

令和5年度は初診患者が7.2人減少・再診患者が7.2人増加し4年度から横ばいとなった。初診患者の減少が大きい診療科は救命救急科（7.3人減）・総合診療科（1.7人減）。初診患者減少の要因として、救急外来受診患者数の減少及び新型コロナウイルス感染症患者数の減少が考えられる。

再診患者の増加が大きい診療科は外科（5.2人増）・皮膚科（5.8人増）・漢方内科（5.2人増）。再診患者増加の要因として、化学療法患者の増加や、新型コロナウイルス感染症の対症療法として漢方の需要増によるものと推測される。

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一日当たり 外来患者数	1,087 人	1,063 人	1,026 人	995 人	1,000 人	1,018 人	967 人	1,038 人	1,093 人	1,093 人

また、インフォームド・コンセントの徹底が進むなど1人当たりの説明時間や文書作成等の事務作業が増加したこと、電子カルテ導入により入力業務の負担が増えたことなどから、医師の外来診療の負担は依然として大きいという指摘がある。

令和4年10月に選定療養費（非紹介患者初診料・再診加算料）の見直しを実施したが、今後も慢性期に移行した患者の理解を得ながら転院をすすめるなど、地域の他の医療機関との機能分担を明確にし、より一層の連携を図っている。

2 院内保育所の設置による勤務環境の改善

平成27年9月に当院敷地内に院内保育園を開設し、夜間保育や病児病後児保育にも対応するなど、働きながら安心して子育てできる環境を整備したところである。開設時の定員は30名だったが、平成29年4月には50名、平成30年4月には60名、平成31年4月には75名、その後増築工事を行い令和2年10月には90名に増員した。今後も積極的な活用の促進を図っていく。

3 職種間の役割分担の見直し

良質な医療を継続的に提供していくためには、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等が互いに過重な負担がかからないよう、医師法等の関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、実情に応じて、関係職種間で適切に役割分担を図り、業務を行っていくことが重要である。

当院では引き続き、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（H19.12.28付厚生労働省医政局長通知）」などにに基づき、以下の取組みを推進する。

(1) 臨床支援士の配置による医師の事務作業の負担軽減

1) 書類作成等

① 診断書、診療録及び主治医意見書（介護保険）の作成

診断書、診療録及び介護保険法に基づく主治医意見書については、最終的に医師が確認し署名することを条件に、臨床支援士が医師の補助者として記載を代行する運用を行っている

が、代行する臨床支援士の処理能力向上に努めながら、この運用の徹底を図り、より医師の負担軽減に資する取組みとする必要がある。

② 診察・検査の予約

医師の正確な判断・指示に基づくものであれば、臨床支援士が医師の補助者としてオーダー入力を代行することが可能である。(診察予約以外の代行入力は、医師が最終確認を行い、電子カルテの確定保存を行うものに限る)

(2) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減

急性期病院として安全で質の高い看護サービスを提供していくために、平成 18 年から看護助手の増員を図り、看護師業務を補完する業務を担っており、現在、一般病棟のほか、外来、急患室、集中治療室、救命救急センター、手術室等に 93 名の看護助手を配置している。なかでも、一般病棟には日中 4～5 名ずつの看護助手を配置し、患者移送・患者見守り、その他周辺業務を行っている。

平成 26 年には看護助手の夜間配置を導入し、平成 28 年 12 月には障害者雇用として看護助手補助者を配置している。

今後も引き続き、看護助手配置 25:1 の維持に努め、看護職員の負担軽減を図っていく。

4 各種手当の見直し

医師の時間外対応について

平成 30 年 4 月

- ・診療手当（時間外）増額

令和 5 年 4 月

- ・救急呼出手当及び宿日直中の診療手当増額

夜間看護等手当について

令和元年～令和 2 年

- ・看護師の夜間看護手当増額

令和 4 年

- ・支給対象を救急救命士へ拡大

令和 5 年

- ・支給対象を臨床検査技師へ拡大

その他

令和 2 年 4 月

- ・救急救命士の救急走行手当新設
- ・医療従事者の宿日直手当増額

令和 4 年 4 月

- ・薬剤師の調剤手当増額

令和 6 年 2 月

- ・看護職員等処遇改善手当新設
- ・看護補助者処遇改善手当新設